

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 5 月 12 日

月 曜 日

第5373号

目 次

告 示

- 令和 7 年度における地籍調査事業計画の決定 1

教育委員会告示

- 公立博物館の登録 2

公 告

- 令和 7 年度登録販売者試験の実施
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

告 示

富山県告示第223号

令和 7 年度における地籍調査事業計画の決定について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により令和 7 年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 5 月 12 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 地籍調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
富山市	富山市城新町
射水市	射水市上野、本江針山、黒河、黒河新、川口宮袋入会地
魚津市	魚津市新角川
滑川市	滑川市田中新町
砺波市	砺波市庄川町庄金剛寺

小矢部市	小矢部市屋波牧
南砺市	南砺市下梨、栃原
上市町	中新川郡上市町大坪、法音寺、横法音寺、 稗田、三日市、湯上野
立山町	中新川郡立山町釜ヶ渚、五百石、米沢

2 調査期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県教育委員会告示第4号

公立博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285号）第14条第 1 項の規定により、次の公立博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和7年5月12日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

登録年月日及び 記号番号	設置者の 名称	博物館の名称	所在地
令和7年4月7日 科第10号	富山市	富山市科学博物館	富山市西中野町一丁目8番31号
令和7年4月7日 総第38号	富山県	富山県立山カル デラ砂防博物館	中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂68

~~~~~

公 告

~~~~~

令和7年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第36条の 8 第 1 項の規定により、令和 7 年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律施行規則（昭和36年厚生省令第 1 号）第 159条の 4 第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 12 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 9 月 3 日（水） 午後 0 時30分から午後 5 時30分まで

(2) 試験の場所

高岡市二塚322番 5 富山県産業創造センター（高岡テクノドーム）

※出願人数等によっては、試験会場を変更、追加する場合がある。

2 試験方法

筆記試験

3 試験項目

(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(2) 人体の働きと医薬品

(3) 主な医薬品とその作用

(4) 薬事に関する法規と制度

(5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続き

(1) 受験願書の提出方法

令和 7 年度より、受験願書の提出は原則として電子申請によるものとする。

なお、電子申請が困難な場合は、富山県厚生部薬事指導課あて郵送により提出すること。

(2) 受験願書の受付期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）から 6 月 6 日（金）まで（郵送の場合は消印有効）

(3) 受験願書の配布

令和 7 年 5 月 19 日（月）より、富山県のホームページに受験手続きについて掲載する（<https://www.pref.toyama.jp>）。

また、電子申請が困難な場合に限り、令和 7 年 5 月 19 日（月）から 6 月 6 日

(金)まで、富山県厚生部薬事指導課で配布する。(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出書類

ア 登録販売者試験受験願書

イ 写真

(5) 受験手数料

15,000円

電子申請の場合は、オンライン支払により納付すること。

郵送により受験願書を提出する場合は、受験手数料相当額の富山県収入証紙を登録販売者試験受験願書に貼付すること。

5 合格発表

令和7年10月17日(金)午前10時に、富山県庁正面掲示板、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

詳細については、富山県のホームページ及び令和7年5月19日(月)より配布する受験案内を確認すること。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年5月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アルビス呉羽東店/お宝発見呉羽店 富山市呉羽町7026番地

2 店舗を設置する者 DCM 株式会社、アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) DCM カーマ呉羽店/アルビス呉羽東店

(変更後) アルビス呉羽東店/お宝発見呉羽店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM 株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号 ほか4

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役 池田和男 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 ほか3

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) アルビス株式会社/午前9時及び翌午前0時、株式会社チェンジホールディングス/午前9時30分及び午後8時、株式会社朝日丘開発/午前9時30分及び午後10時

(変更後) アルビス株式会社/午前9時及び翌午前0時、株式会社チェンジホールディングス/午前9時及び午後10時、株式会社朝日丘開発/午前9時30分及び午後10時

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場No.1 (建物敷地北側) / 3箇所、駐車場No.2 (建物敷地東側及び南側) / 2箇所、合計5箇所

(変更後) 駐車場No.1 (建物敷地北側) / 3箇所、駐車場No.2 (建物敷地東側及び南側、西側) / 3箇所、合計6箇所

4 変更の日 (1)(2)令和7年4月1日、(3)(4)令和7年4月24日

5 変更の理由 テナント入替のため

6 届出の日 令和7年4月23日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年5月12日から令和7年9月12日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由